

# 消防庁関係資料

1. 消防の広域化及び消防の連携・協力の推進	1
2. 消防団を中核とした地域防災力の充実強化	2
3. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開	9
4. 地方公共団体等の災害対応能力の強化に係る地方財政措置等	13
5. 消防救急デジタル無線の設備の維持	14
6. 災害対応に資する衛星通信システムの整備推進	15
7. 消防防災ヘリコプターの安全性向上と航空消防防災体制の強化	17

令和4年1月



## 【施策の概要】【地方財政措置】

- 消防庁では、「消防の広域化」の推進期限である令和6年4月1日に向けて、消防力の強化及び消防の広域化に向けたステップとなる消防の連携・協力を推進している。  
※消防の連携・協力は、地方自治法の連携協約、協議会等の手法により消防指令センターの共同運用や消防用車両等の共同整備を行うもの。
- 消防用車両等の共同整備については、出勤頻度は低いが高額なはしご自動車や特殊災害車両等について、一定の圏域内において共同で整備・運用する体制とすることにより、車両の購入費や維持管理費の効率化が可能であり、より高度な車両の配置による災害への対応能力の向上にもつながる。
- このため、消防の連携・協力による消防用車両等の共同整備について、令和4年度から新たに緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%。令和7年度までの時限措置)の対象とすることにより、取組を推進していく。  
※地方財政措置の対象を明確化するため、消防の連携・協力により共同整備する消防用車両等の範囲について、令和3年度内に通知により示すことを予定している。

共同整備が想定される消防用車両等



はしご自動車



化学消防車



消防艇

- また、消防の連携・協力による高機能消防指令センターの整備に取り組む市町村に対して、都道府県が行う補助金、交付金等の交付に要する経費についても、特別交付税措置(措置率:0.5)を講ずることにより、取組を推進していく。

## 【留意事項】

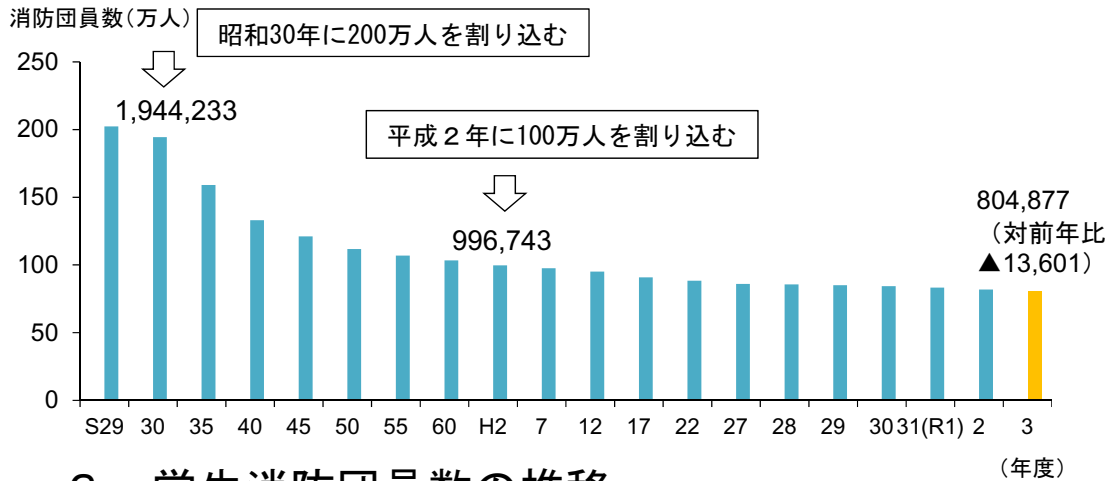
- 今般、地方財政措置が拡充されたことを踏まえ、消防の連携・協力について積極的な検討を行っていただきたい。また、都道府県におかれては、消防指令センターの共同運用をはじめとした消防の連携・協力の実現に向け、市町村の調整等について、より積極的に対応していただきたい。

# 消防団の現状

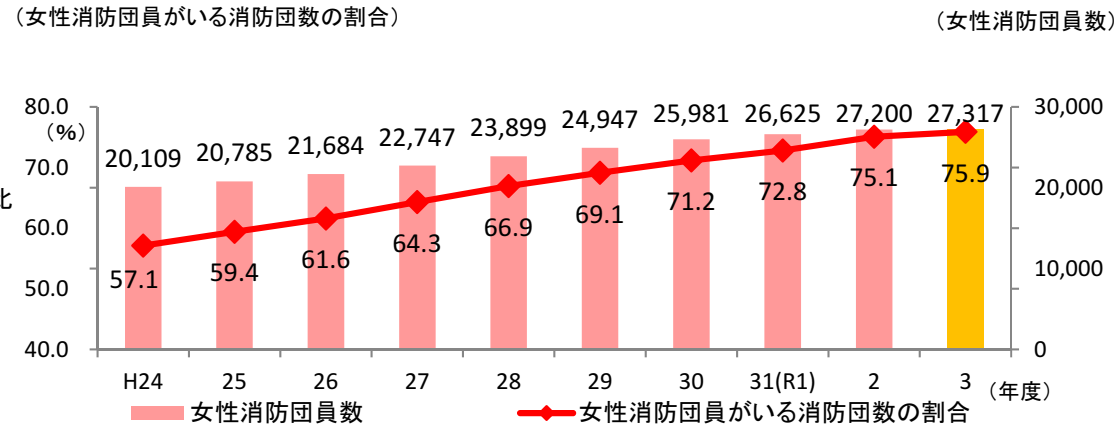


- R3.4.1時点の消防団員数は804,877人 (▲13,601人 (▲1.7%))。入団者数：34,553人、退団者数：48,154人)
- 重点的に取り組んできた女性団員、機能別団員については増加傾向。学生団員については若干減少。
  - ・ 女性団員 27,317人 (+117人 (+0.4%)) ※ 女性団員がいる消防団数は1,668団 (+17団)
  - ・ 学生団員 5,387人 (▲17人 (▲0.3%)) ※ 学生団員がいる消防団数は668団 (+28団)
  - ・ 機能別団員 29,371人 (+3,276人 (+12.6%)) ※ 機能別団員制度は616市町村で導入済 (+58市町村)

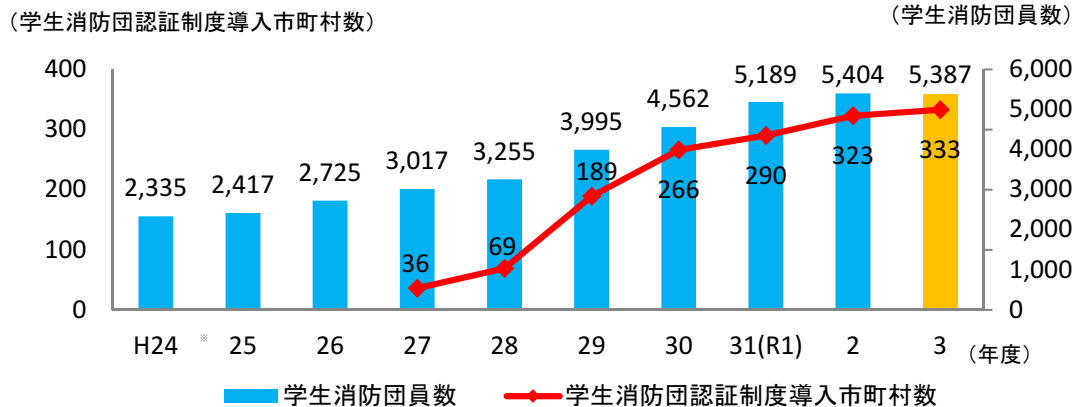
## 1 消防団員数の推移



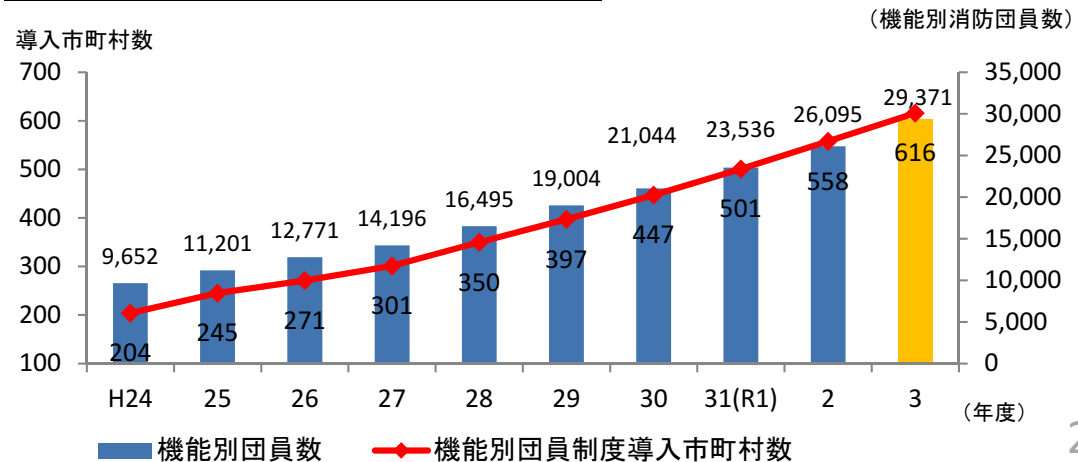
## 2 女性消防団員数の推移



## 3 学生消防団員数の推移



## 4 機能別消防団員数の推移



# 消防団員の確保に向けた主な対策<①消防団員の処遇改善>



## 現 状

### 1. 年額報酬

《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》

年々、改善傾向にはあるものの、36,500円以上を支払っている団体はR2.4.1時点で約28%（492団体）（平均額：30,925円/年）

年額報酬（階級：団員）	市町村数	
	H27	R2
支給なし	3（0.2%）	0（0.0%）
1～10,000円未満	35（2.0%）	6（0.3%）
10,000～20,000円未満	377（21.7%）	363（20.9%）
20,000～30,000円未満	576（33.1%）	562（32.3%）
30,000～36,500円未満	313（18.0%）	316（18.2%）
36,500円以上	435（25.0%）	492（28.3%）

### 2. 出動手当

《地方交付税単価：7,000円/回》

費用弁償という位置づけであり、支給額は各市町村によって様々

<各市町村が行っている支給の方法>

- ・1回あたり定額を支給（風水害等に係る出動の平均額：2,730円/回(R2)）
- ・昼夜で額を分けて支給
- ・部や分団単位で支給
- ・年額で支給
- ・支給しない 等

### 3. 支給方法

個人に直接支給している団体はR2.4.1時点で約36%（606団体）

支給方法	団体数（割合）
個人に直接支給	606（36.0%）
団（分団・部等を含む）経由で個人に支給	369（21.9%）
団（分団・部等）に支給	382（22.7%）
上記の組み合わせ	326（19.4%）



## 令和4年度以降

### 1. 年額報酬

※年額によって支払われる報酬

「団員」階級の者については、年額36,500円を標準額とする

### 2-1. 出動報酬

※出動に応じて支払われる報酬

災害に関する出動については、1日あたり8,000円を標準額とする

### 2-2. 費用弁償

※出動に伴う実費

出動に伴う実費（ガソリン代等）は別途措置する

### 3. 支給方法

団員個人に対し、活動記録等に基づいて市町村から直接支給する



消防団活動に伴う報酬が引き上げられ、確実に本人に支給されることで、消防団員本人のモチベーションや納得度の向上、また、団員の家族の理解を得ることにつながる

# 消防団員の報酬等に係る地方財政措置<①消防団員の処遇改善(参考)>



## 消防団員の報酬等の処遇改善

### 現状

#### 1. 年額報酬

年々、改善傾向にはあるものの、36,500円以上を支払っている団体はR2.4.1時点で約28% (492団体)

#### 2. 出動手当

費用弁償という位置づけであり、支給額は各市町村によって様々

### 令和4年度以降

※「消防団員の報酬等の基準」を令和4年度から適用

#### 1. 年額報酬

「団員」階級の者については、**年額36,500円**を標準額とする

#### 2. 出動報酬

災害に関する出動については、**1日あたり8,000円**を標準額とする

## 地方財政措置の見直し

※普交＝普通交付税、特交＝特別交付税

### 現状

#### 1. 年額報酬

○普交：**人口に基づく**標準的な団員数に応じた額  
《地方交付税単価：「団員」階級36,500円/年》

○特交：上記の団員数の2倍超の団員がいる団体に、  
決算額と上記普交措置額との差額の0.5を措置

《課題》**実際の団員数が標準的な団員数より多い市町村は、報酬単価を標準額に引き上げると財政負担が過重になってしまう。**

#### 2. 出動手当

○普交：人口に基づく標準的な団員数に応じた額  
《地方交付税単価：7,000円/回》

○特交：なし

### 令和4年度以降

#### 1. 年額報酬等※1

○普交：**標準額支払団員数**（年額報酬支払総額（団員数×単価）を36,500円で除した数）に応じた額が、人口に基づく標準的な団員数に応じた額の**0.5倍～2倍**の団体については、**当該標準額支払団員数に応じた額**

※1 **被服費等についても標準額支払団員数に応じて普交措置**

※2 2倍超の団体については2倍超の部分を下記の特交で措置

※3 0.5倍を最低保障（5年間の激変緩和措置を講じR4は0.9倍を措置）

○特交：標準額支払団員数に応じた額が人口に基づく標準的な団員数に応じた額の2倍を超える部分に係る経費について、上記普交措置額との差額の0.5を措置

#### 2. 出動報酬

○普交：訓練等に係る出動について従前どおり措置

○特交：災害に係る出動について**実績に応じた額**を措置

# 消防団員の確保に向けた主な対策<②時代に即した新たな消防団づくり>



## 防災教育の充実

- 幼少期から防災意識を高めてもらうとともに、将来の消防団の担い手育成を行うため、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校において消防団員等が防災教育を実施するよう文科省と連携して、地方の消防部局+教育委員会に対し働きかけ
- ※ R3.11に公表された「第3次学校安全の推進に係る計画」素案に、学校等と連携した消防団員等による防災教育の推進が**明記**
- ※ 来年度カリキュラムの策定に間に合うよう、R3.12に総務省消防庁から各地方公共団体の消防部局に、文科省から各地方公共団体の教育委員会や私立学校担当部局に**実施依頼済**  
(全国消防長会、日本消防協会からも同様の通知を発出済)



## 消防団の力向上モデル事業

- 若手団員が加入するような消防団となるよう、各消防団・市町村の創意工夫を促すため、全額国費によるモデル事業（消防団の力向上モデル事業）をR4年度当初予算で創設（2.5億円）
- 1年間かけて、優良事例を集め、横展開を行うことで、全国の消防団の更なる向上を促していく

### <想定しているモデル事業の例>

- ・ 防災教育の実施 ・ 企業・大学等と連携した消防団加入促進
- ・ 子供連れでも活動できる消防団の環境づくり ・ 災害現場で役立つ訓練の普及
- ・ 消防団の確保を含めた地域防災力の充実強化につながる取組



## 装備の充実

- 消防団の救助用資機材等に対する補助金や無償貸付、消防団車両の無償貸付事業を実施し、火災以外の災害にも対応できる消防団づくりを推進



# 消防団員の確保に向けた主な対策<③若年層、被用者など幅広い住民の入団促進>



## 消防団加入促進キャンペーン

- 若年層が興味を持つようなタレント等を起用した加入促進キャンペーン広報を実施（R4.1～開始）
- これらをYouTubeや電車内ビジョン等、若者が触れるような媒体で広報し、消防団に対する若者の関心を惹起

（メイン：吉本興業）

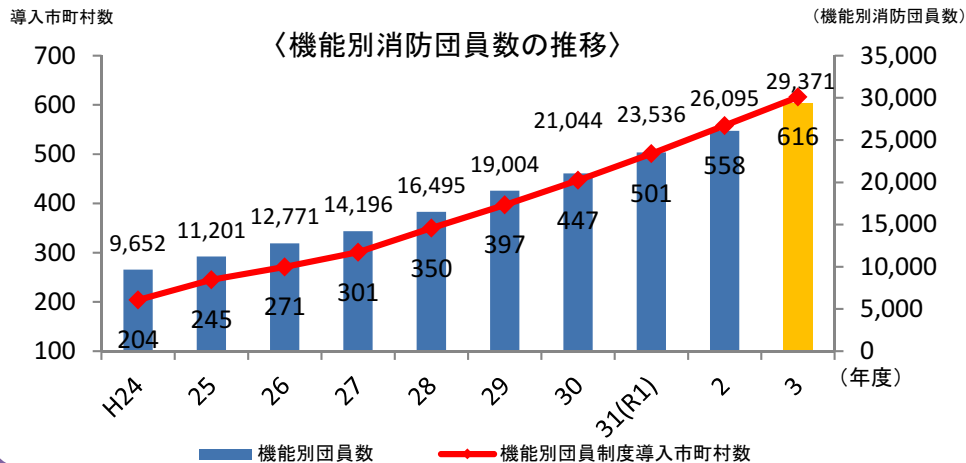
（コラボ：新日本プロレス）



- 各都道府県、市町村においてもこれらのポスター等を活用してもらい、R4.4に向けた加入促進を実施

## 機能別消防団・分団の充実

- 多様な形で消防団活動に参画できるよう、大規模災害のみの活動や、火災予防・広報活動のみに従事するなどの機能別消防団・分団の創設を要請



## オンラインを活用した加入促進

- 新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの団体において消防団への加入促進活動が停滞したことを踏まえ、コロナ禍においても活用可能なオンラインによる加入方法等について周知

### <東京消防庁の例>

スマートフォン等のインターネット環境を通じて、時間を気にせずいつでも簡単に入団のエントリーができる手法を構築



## 企業・大学等への働きかけ

- 被用者や学生等の加入促進に向け、総務省消防庁・都道府県・市町村それぞれが企業・大学等を訪問し、消防団協力事業所への参画や学生消防団認証制度の普及等、消防団活動への理解・協力を要請

### <総務省消防庁消防団協力事業所(次のすべてを充足)>

- ・市町村消防団協力事業所の認定を受けていること
- ・消防団員が従業員の概ね1割以上いること(最低5人以上)
- ・消防団活動への配慮に関して内規等に定めていること等



消防庁マーク(ゴールドマーク)

### <学生消防団活動認証状>

〇〇市(町村) 学生消防団活動認証状

〇〇〇様

あなたは、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、顕著な実績を収め、地域社会へ多大なる貢献をしたので、その功績を認証いたします。  
(活動内容)

令和〇〇年〇月〇日

〇〇市(町村)長 〇〇〇〇 印



## 消防団関係予算（令和4年度当初予算）

7.4億円（対前年度比0.1億円、1.3%増）

### (a) 消防団員の処遇等に関する検討会の議論を踏まえた 地域防災力の充実強化に向けた取組の支援等

#### ① 消防団の力向上モデル事業 2.5億円【新規】

社会環境の変化に対応した消防団運営を促進するため、災害現場で役立つ訓練の普及、子供連れでも安心して活動できる環境づくり、企業・大学等と連携した加入促進などの分野におけるモデル事業を実施



資機材取扱訓練(宮崎市)



救護救出訓練(尼崎市)

【災害現場で役立つ訓練(例)】



子連れ巡回活動  
(横手市)



プロスポーツチームと連携した  
加入促進事業(広島市)

【子供連れでの消防団活動(例)】 【企業等と連携した加入促進(例)】

#### ② 消防団加入促進広報の実施 0.7億円(③ 0.6億円)

女性や若年層などの消防団への加入を促進するための各種広報活動を実施

地域で活躍！女性消防団員  
(金沢市)

【消防団加入促進広報(例)】  
消防団PRムービーコンテスト







## 消防団関係予算（令和4年度当初予算）

### (a) 消防団員の処遇等に関する検討会の議論を踏まえた地域防災力の充実強化に向けた取組の支援等（続き）

#### ③ 消防団・自主防災組織等の連携支援等

0.5億円(③ 0.5億円)

自主防災組織等が地域の防災組織と連携して行う事業等を支援



自主防災組織・消防団と自治会等との連携による避難所開設訓練(福井県)

### (b) 地域防災力の中核となる消防団員の活動環境の整備及び装備の充実強化

#### ① 救助用資機材の無償貸付 1.9億円(③ 1.9億円)

救助用資機材の消防団に対する無償貸付を実施



救命ボート



発電機



投光器



排水ポンプ

#### ② 準中型免許取得に係るモデル事業等

0.3億円(③ 0.3億円)

準中型免許創設後に普通免許保有者の消防団員が増加し、将来的に消防団活動に支障が生じる事態に備え、地域の実情に応じた準中型免許取得のモデル事業を実施

【無償貸付の資機材(例)】

# 救急安心センター事業（#7119）の概要①



## 事業概要

住民が急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、専門家から電話でアドバイスを受けることができる。

相談を通じて、病気やけがの症状を把握した上で、以下をアドバイス。

### ○救急相談

例) 緊急性の有無※<sup>1</sup>、応急手当の方法、受診手段※<sup>2</sup>

### ○適切な医療機関を案内※<sup>3</sup>

※<sup>1</sup> 直ちに医療機関を受診すべきか、2時間以内に受診すべきか、24時間以内か、明日でも良いか等。

※<sup>2</sup> 救急車を要請するのか、自分で医療機関に行くのか、民間搬送事業者等を案内するのか。

※<sup>3</sup> 適切な診療科目及び医療機関等の案内を行う。

## 【イメージ図】

住民



- 病院に行った方がいいの？
- 救急車を呼んだ方がいいの？
- 応急手当はどうしたらいいの？

専用回線  
（#7119）

## #7119(救急安心センター事業)

- 医師・看護師・相談員が相談に対応
- 病気やけがの症状を把握
- 緊急性、応急手当の方法、受診手段、適切な医療機関などについて助言
- 相談内容に緊急性があった場合、直ちに救急車を出動させる体制を構築
- 原則、24時間365日体制



緊急性の高い症状

迅速な救急車の出動



緊急性の低い症状

医療機関の案内



# 救急安心センター事業(＃7119)の概要②



- 現在、全国18地域で実施
- 人口カバー率は47.0%(5,928万人)

## (1) 実施地域 全国18地域

○ 県内全域: 12地域

宮城県、茨城県、埼玉県、東京都、新潟県、京都府、  
大阪府内全市町村、奈良県、鳥取県、山口県、徳島県、福岡県

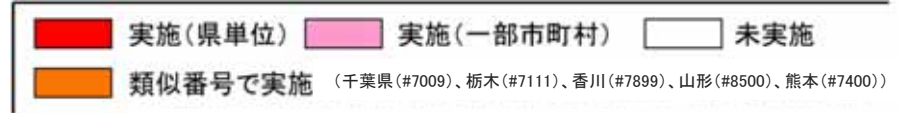
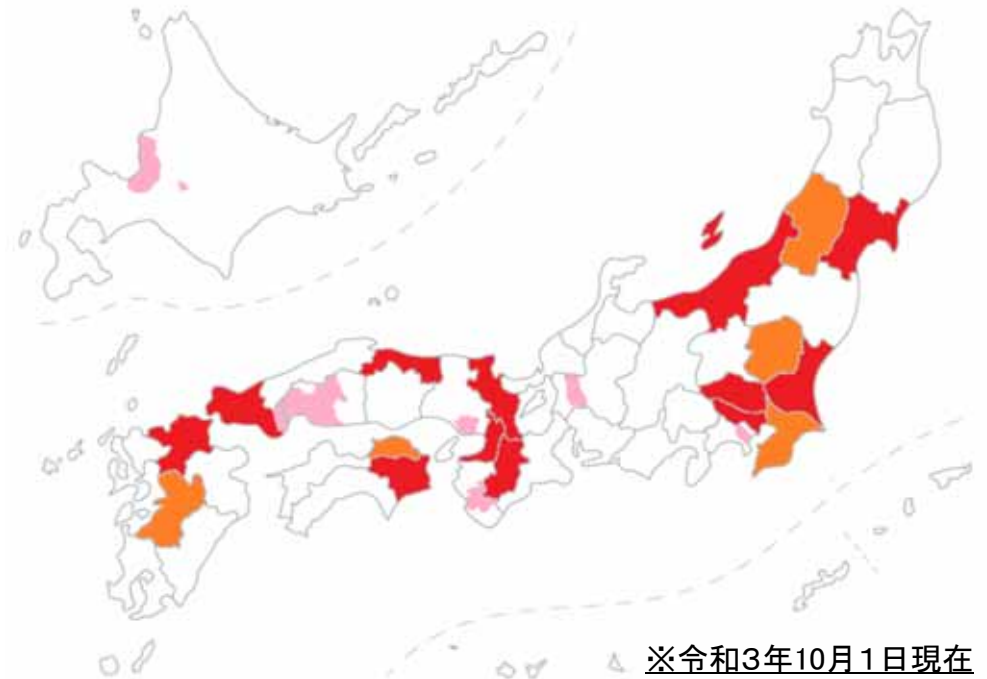
○ 県内一部: 6地域

札幌市(周辺含む。)、横浜市、神戸市(周辺含む。)  
田辺市(周辺含む。)、田辺市(周辺含む。)、広島市(周辺含む。)

## (2) エリア人口

○ 全国5,928万人(カバー率47.0%)

うち 最小 約9万人(田辺市等) ~ 最大 約1,402万人(東京都)



## (3) 開始時期

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2	R3
開始地域数	1		2			1	1		1	1	4	3	2	1	1
累計	1		3			4	5		6	7	11	14	16	17	18
[参考] 開始地域	東京都		大阪府 奈良県			田辺市等	札幌市等		横浜市	福岡県	埼玉県 宮城県★ 新潟県★ 神戸市等	鳥取県★ 茨城県 広島市等	山口県★ 徳島県★	京都府★	岐阜市等

※下線は都道府県が主体となって実施している地域(10地域)、うち★印は管内市町村から分担金を取って運営している地域(6地域)

# 救急安心センター事業(＃7119)の概要③



## 財政支援

### ランニングコスト(運営費)に係る支援

<令和3年度から>

・現行の財政措置を見直し、都道府県又は市町村の財政負担に対して、新たに「特別交付税」措置が講じられることとなった。

(令和3年度 地方財政措置にかかる協議・調整)

※令和2年度までは市町村に対する普通交付税として措置

### 財政措置に係るイメージ図

団体	H21~R2	R3
都道府県	×	○ (実施団体に特別交付税措置※)
市町村	○ (全団体に普通交付税措置)	

※ 措置率0.5、財政力補正なし

### 整備に係る支援

※①は国庫補助事業、②は地方単独事業のため両者の併用は不可

#### ①消防防災施設整備費補助金 救急安心センター等整備事業 (平成21年～)

・補助基準額(補助率1/3)	
救急安心センター整備事業	10,476千円( 3,492千円)
救急医療情報収集装置	1,572千円( 524千円)

#### ②防災対策事業(防災基盤整備事業) ~救急安心センター事業関係~

#### ・消防防災施設整備事業

防災・減災に資する消防防災施設の整備に関する事業で地域防災計画と整合性を図りつつ行う事業であり、具体的には、次の事業を対象とする。

a~m (略)

**n 消防防災情報通信施設(※)**

o (略)

※消防防災通信施設とは、消防救急無線、防災行政無線、全国瞬時警報システム(Jアラート)、高機能消防指令センター、**救急安心センター**、防災情報システム、要援護者緊急通報システム、震度計・自動震度警報装置、災害時オペレーションシステム等をいう。

防災対策事業債 75%	一般財源 25%
(交付税算入率 30%)	

※ 交付税措置率 22.5% [75%(充当率)×30%(交付税算入率)]

# 救急安心センター事業(＃7119)の概要④



## 通知等の発出

・救急業務のあり方に関する検討会での検討結果を報告書としてとりまとめ、各消防本部に送付しているほか、通知を発出し、各地域における＃7119事業導入の促進を図っている。

「救急安心センター事業(＃7119)の更なる取組の推進について」  
(平成28年3月31日付け消防救第32号消防庁救急企画室長通知)



・「＃7119」の使用要件、地方公共団体への財政的支援、先進事例の施策効果をとりとまとめたものを周知した。  
・管内の消防本部の意向も踏まえつつ、都道府県衛生主管部局及び医療関係者等との合意形成を図るなど、導入に向けた積極的な取組を依頼した。

「救急安心センター事業(＃7119)の全国への普及促進について」  
(平成31年3月29日付け消防庁救急企画室事務連絡)



・「医療機関の負担軽減や医療費の適正化など、事業が医療に及ぼす効果が見出されたこと」  
・「医療面の効果が確認されたことから、市町村だけでなく、都道府県も一定の財政負担をすることが適当であること」等を明記した。

「救急安心センター事業(＃7119)の全国展開に向けた取組について」  
(令和3年3月26日付け消防庁救急企画室通知)



・「＃7119の全国展開に向けた検討部会」及び「令和2年度救急業務のあり方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、今後具体的に取組んでいただきたい項目をとりとまとめた。

## 広報等の実施

- ・首相官邸メールマガジン・LINEや消防庁HPに新設した特設サイト等を活用した分かりやすいネット広報
- ・広報誌への掲載やラジオ番組での紹介
- ・子供たちに人気の高いキャラクターと連携した制度PRの実施

など、多様な広報活動を展開し、未実施団体に対する丁寧な働きかけ等との相乗効果を図りながら、本事業のさらなる全国展開を推進。

また、厚生労働省と連携して、「地域における適切な医療の提供に資する事業(厚生労働省平成30年度「いのちをまもり、医療をまもる国民プロジェクト宣言」)」として位置づけ、事業の周知を行っている。

消防庁が実施している広報の一例

The collage displays various promotional materials for the #7119 emergency安心センター事業. It includes:

- Brochures and posters with the #7119 logo and text explaining the service.
- Screenshots of the official website and social media pages.
- Materials from the Ministry of Health, Labour and Welfare, such as the 'Japan 50' project.
- Collaborations with popular characters like 'Uranodori' (うらんどり) for children's outreach.
- Information about radio programs and newsletters.



## 1. 避難行動要支援者の避難対策について

地方交付税措置(継続): 避難行動要支援者名簿の作成・活用及び個別避難計画の作成に、市町村が要する経費

## 2. 住民用の非常用物資の備蓄について

地方交付税措置(継続): 災害時への備えに必要な、水・食料品や簡易トイレ、簡易ベッド等、住民用の非常用物資の購入に、都道府県及び市町村が要する経費

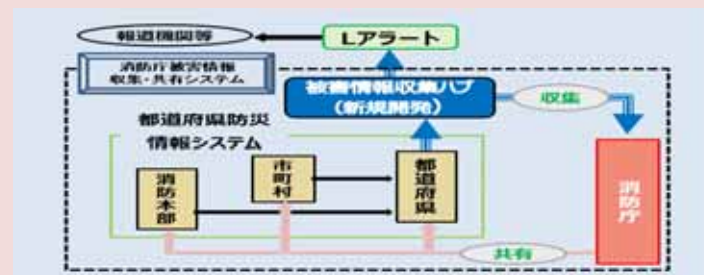
※パーティションや非接触型体温計の購入等、感染症対策に要する経費については、引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの活用が可能。

## 3. 消防庁被害情報収集・共有システム(仮称)の整備について

○ 防災情報通信設備整備費補助金(新規): 3.5億円(令和3年度補正予算)※当該補助金のメニューの一部

(1) 概要 現在、都道府県からメール等により入手している人的・住家被害等の情報を自動収集・自動集計できるように、都道府県における防災情報システムを改修する。

(2) 補助事業者等 都道府県



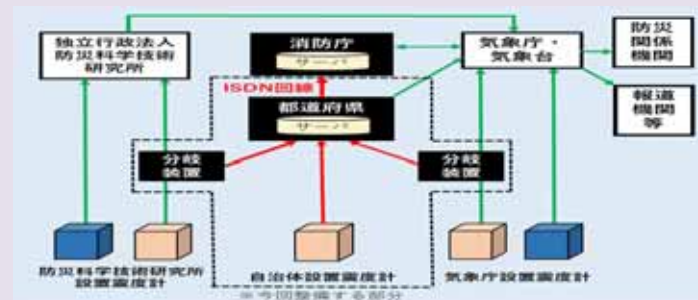
【消防庁被害情報収集・共有システム(仮称)の概要】

## 4. 震度情報ネットワークシステムの機能強化について

○ 防災情報通信設備整備費補助金(新規): 63.5億円(令和3年度補正予算)※当該補助金のメニューの一部

(1) 概要 震度計機器の更新にあわせた波形データ保存容量の拡充・伝送の自動化、断線時の副回線への切替機能等の追加、ネットワークの光回線化による伝送データの大容量化等、震度情報ネットワークシステムを機能強化する。

(2) 補助事業者等 都道府県



【現行の震度情報ネットワークシステムの概要】

# 消防救急デジタル無線の更新・維持について



○消防救急デジタル無線は消防救急活動における必要不可欠な無線通信網であり、激甚化する災害に備えて、消防救急活動における確実な通信体制を確保することがより重要となっている。

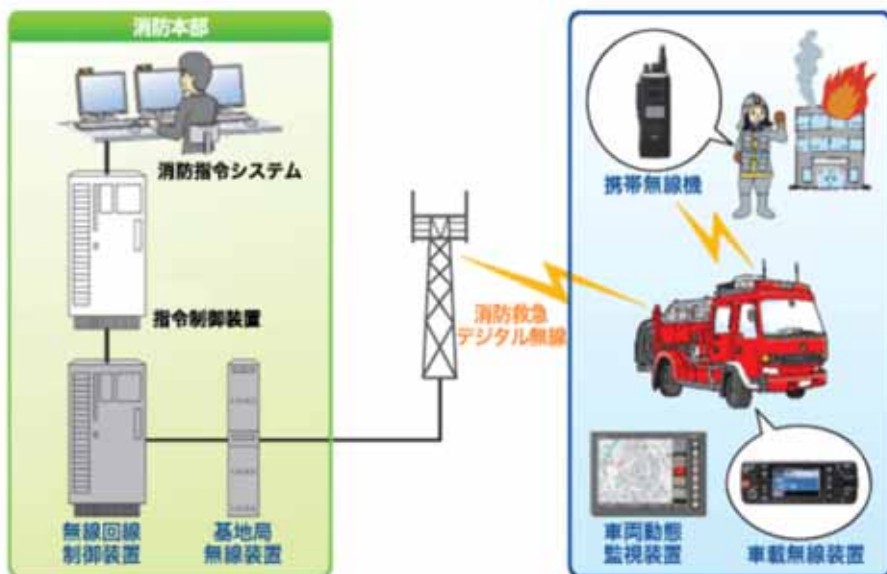
○消防救急デジタル無線の設備の更新を行う際、機能強化を行う場合には、新たに地方財政措置を講ずることとしており、更新・維持について、適切に対応いただきたい。

## 【地方財政措置】

### ○緊急防災・減災事業債

・消防救急デジタル無線について、管内の状況を踏まえた通信環境の改善や技術動向を踏まえた端末・システムの改良などの機能強化を行う場合、緊急防災・減災事業債の対象となる。

### ＜消防救急デジタル無線のイメージ＞



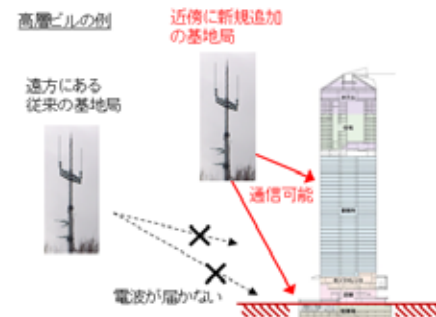
### ＜機能強化の例＞

#### ①通信環境の改善

- ・近年は高層ビルや高断熱性の住居、地下街など、電波を通しにくい建物が増加。
- ・また、山間部など基地局・中継局の整備が不十分な地域が存在。
- ・一方で、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、自営網であり端末間通信も可能な消防救急無線の重要性が一層増大。

下記のような措置を通じて、通信環境の改善を図る。

- ＞ 基地局・中継局の増設、出力増強、アンテナ改良等
- ＞ 基地局間の干渉を防止するための措置
- ＞ 基地局選択や端末捕捉に係る機能の改良



#### ②端末・システムの機能・性能向上

- ・救急需要の増加や厳しい財政状況を踏まえ、消防救急活動のより円滑な実施が必要。

下記のような措置を通じて、端末・システムの機能・性能向上を図る。

- ＞ データ通信機能に係る新たな機能の付加
- ＞ スピーカ、ディスプレイ等の改良や、端末の操作性向上
- ＞ 端末・システムのメンテナンスの向上





## (1) 地域衛星通信ネットワークの第3世代システムに係るモデル事業

### 概要

- 地方公共団体における非常用通信手段の確保に関する緊急対策事業として、従来と比べて高性能かつ安価な「地域衛星通信ネットワークの第3世代システムについて、令和元年より高知県においてモデル事業を実施。
- 令和3年3月までに実証事業を完了させ、令和3年8月に実証事業の成果に係る「最終報告書」を作成。地域衛星通信ネットワークの第3世代システムが災害対応に資する衛星通信システムであることを確認。

### 【実施内容】

- ✓ 高知県内の県庁、市町村、消防本部(計62箇所)に衛星通信機器を設置。(整備費用:約3.7億円)
- ✓ 令和2年6月までに機器整備が完了し、令和3年3月まで本システムの災害対応業務における有用性について検証実施。



宿毛市役所のアンテナ

### 【災害に備えた次世代の衛星通信システムの実証事業に係る最終報告】

- ✓ 整備費用・設置スペース、基本的機能の評価、降雨雪耐性評価、可搬装置の使いやすさ等を個別検証するとともに、災害発生時を想定した総合実証を実施。
- ✓ 災害対応に必要な通信を一通り実施可能であり、本システムが災害対応に資する衛星通信システムであることを確認。

(災害対応に資する衛星通信システムのあり方)

- ① 専用通信網もしくは帯域保証による安定的な通信
- ② 画像やデータをやり取りできるだけの十分な回線容量
- ③ 円滑に情報共有するための一体的なネットワーク整備

## (2) 防災基本計画の修正

### 令和元年台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証チーム(内閣府)

- ✓ 令和元年台風第15号・第19号において課題となった長期停電及びその復旧プロセス、避難の実効性の確保やわかりやすい防災情報の提供、その他課題となった事項について検証を行うため、令和元年10月3日に設置され、令和2年3月31日に最終とりまとめを作成した。
- ✓ 衛星通信をはじめとした非常用通信手段についても、より一層の充実の必要性等に言及されている。

### 【最終とりまとめ(抜粋)】

- 非常通信協議会で策定している都道府県・市町村間の非常時の通信ルート(地域衛星通信ネットワークを含む都道府県防災行政無線など)の確保・見直しや、これを利用した訓練の実施等について、平時から自治体等に周知・啓発する
- 都道府県は、地域衛星通信ネットワークを含む都道府県防災行政無線を活用して、市町村等との情報伝達手段を確保されるよう求められるので、国は必要な措置を講じる

### 防災基本計画の修正(中央防災会議)

- ✓ 上記の検証チーム最終とりまとめ等を踏まえ、令和2年5月29日に改定。

### 【衛星通信に係る記載】

- 地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、国[消防庁]、都道府県、市町村、消防本部等を通じた一体的な整備を図ること。等



# 災害対応に資する衛星通信システムの整備推進について



○都道府県と市町村を結ぶ「都道府県防災行政無線(衛星系)」については、地上系の通信網が途絶する場合に備えたバックアップとして、災害対応に資する衛星通信システムを市町村まで空白なく整備することが必要。

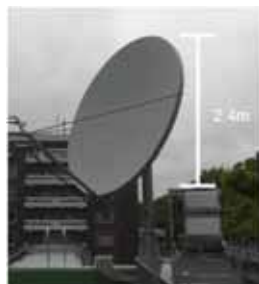
○地方財政措置を活用し、地域衛星通信ネットワークの第3世代システム等の災害対応に資する衛星通信システムについて、都道府県内の全市町村において一体的な整備を推進されたい。

## 【地方財政措置】

### ○緊急防災・減災事業債

- 以下の要件を全て満たす衛星通信システムについて、都道府県が管内全市町村にアンテナ等の衛星通信機器を設置し、管内全市町村とを結ぶ一体的な整備を行う場合に対象となる。
  - ①災害発生時に輻輳を回避するための専用通信網もしくは帯域保証により安定的な通信を確保できること。
  - ②災害対応を円滑に行うために画像やデータを円滑にやり取りできるだけの十分な回線容量を常に確保すること。
  - ③被害状況等に係る情報を円滑に共有するために都道府県庁と都道府県内の全市町村とを結ぶ一体的なネットワークであること。なお、消防本部や公共機関等においても合わせて一体的に整備することが望ましい。
- また、都道府県が管内全市町村に加え公共機関等へ地球局を整備する場合や、消防本部が地球局を整備する場合についても対象となる。

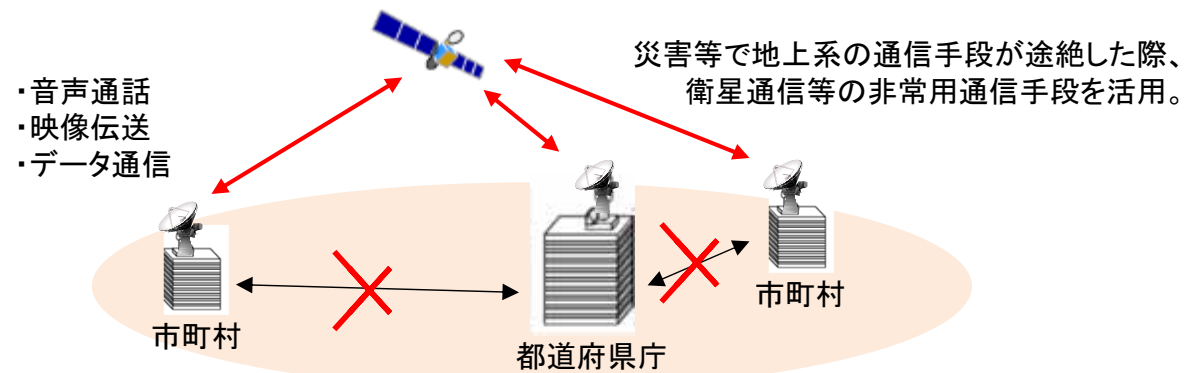
### (参考)地域衛星通信ネットワーク第3世代システム



県庁局(高知県)



市町村局(高知県宿毛市)



# 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年告示第4号）



近年相次いだ消防防災ヘリコプターの墜落事故を受け、消防庁では「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準の在り方に関する検討会」を開催し、その検討結果に基づき、航空消防活動の安全かつ円滑な遂行に資するよう、消防防災ヘリコプターの運航に関する基本的事項を新たに「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」（令和元年告示第4号）として制定した。

## ① 基準名 「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」

## ② 形式 規範力の高い形式とするため、消防組織法第37条に基づく消防庁長官の勧告とする。

## ③ 主な内容

- ・運航責任者及び運航安全管理者の配置
- ・二人操縦士体制の導入
- ・航空消防活動指揮者の指定
- ・消防防災ヘリコプターに備える装備（フライトレコーダー、ボイスレコーダー等）
- ・教育訓練の実施（シミュレーターを用いた緊急操作訓練、CRM※）
- ・操縦士の養成訓練
- ・機長及び航空消防活動指揮者の運航中の安全対策
- ・事故が発生するおそれのある事案にかかる報告
- ・近隣の他の地方公共団体との相互応援協定の締結

※ CRMとは、航空機の安全性、業務遂行能力の向上のため、機長が副操縦士等から問題点の指摘を受けた際の採るべき対応等のルールのこと。

## ④ 施行期日及び経過措置

施行日：令和元年10月1日

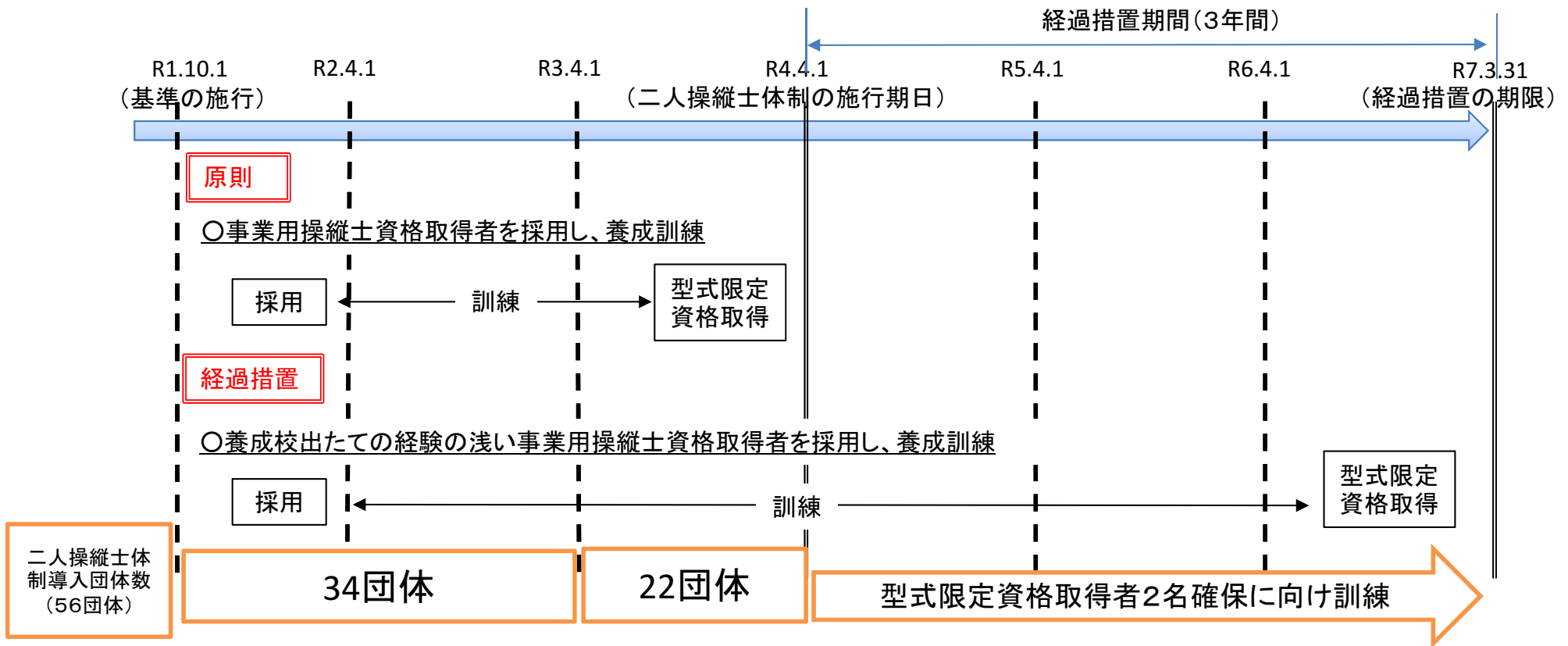
ただし、二人操縦士体制に関連する規定は、操縦士の確保及び養成の状況等に鑑み、令和4年4月1日施行とし、加えて、その後3年間の経過措置（型式限定資格取得訓練中の事業用操縦士資格取得者が、副操縦士の代わりに乗務できるものとする）を置く。

# 二人操縦士体制について



- 一人操縦士体制の運航団体が二人操縦士体制に移行するには、運航受託している民間事業者が新たに操縦士を採用し、訓練を行って型式限定資格取得者を確保することが必要。
- 安全運航の確保は喫緊の課題であることから、令和4年4月を施行日とする。
- しかし、施行日以降に型式限定資格取得者2名を乗り組ませることができない団体は運航を認めないこととすると、消防防災ヘリによる救助という消防責任を果たすことができなくなるため、型式限定資格取得訓練中の事業用操縦士資格取得者が副操縦士の代わりに乗務することは、やむを得ず、令和7年3月末まで経過措置として認める。

⇒ 全団体、令和3年度中に二人操縦士体制に移行する予定(令和7年3月までに完全に移行する見込み)



# 消防防災航空隊 運航・操縦体制(令和4年1月1日現在)



## ○ 操縦体制別

2人操縦	34団体	53機
1人操縦	22団体	23機

## ○ 運航体制別

自主運航	18団体	33機
委託運航	36団体	39機
混合運航	2団体	3機

## <運航主体区分>

- 消防機関: 東京消防庁及び政令市消防本部が運航
- 都道府県: 消防組織法第30条第3項の規定に基づき都道府県が運航

## <運航形態>

- 自主運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航団体の職員
- 委託運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員が運航業務受託企業の従業員
- 混合運航: 操縦士、整備士及び運航管理要員に運航団体の職員と運航業務受託企業の従業員が混在

## ○ 1人操縦体制の運航団体(R4.4までに2人操縦体制を導入予定)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	北海道防災航空隊	都道府県	委託	1人	2機
2	青森県	青森県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
3	宮城県	宮城県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
4	福島県	福島県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
5	栃木県	栃木県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
6	新潟県	新潟県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
7	富山県	富山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
8	石川県	石川県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
9	福井県	福井県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
10	山梨県	山梨県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
11	愛知県	愛知県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
12	三重県	三重県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
13	鳥取県	鳥取県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
14	島根県	島根県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
15	岡山県	岡山県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
16	広島県	広島県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
17	山口県	山口県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
18	愛媛県	愛媛県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
19	高知県	高知県消防防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
20	長崎県	長崎県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機
21	熊本県	熊本県防災消防航空隊	都道府県	委託	1人	1機
22	大分県	大分県防災航空隊	都道府県	委託	1人	1機

※1 東京消防庁、京都市消防局、埼玉県、宮城県及び高知県が消防庁ヘリを各1機運用

※2 兵庫県・神戸市は共同運航

## ○ 2人操縦体制の運航団体(消防機関)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	北海道	札幌市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
2	宮城県	仙台市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
3	千葉県	千葉市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
4	東京都	装備部航空隊	消防機関	自主	2人	8機
5	神奈川県	横浜市消防局航空隊	消防機関	自主	2人	2機
6		川崎市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
7		静岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
8	静岡県	浜松市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
9	愛知県	名古屋市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
10	京都府	京都市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
11	大阪府	大阪市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機
12	兵庫県	神戸市航空機動隊※2	消防機関	自主(共同)	2人	2機
13	岡山県	岡山市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
14	広島県	広島市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
15	福岡県	北九州市消防航空隊	消防機関	自主	2人	1機
16		福岡市消防航空隊	消防機関	自主	2人	2機

## ○ 2人操縦体制の運航団体(都道府県)

番号	都道府県	航空隊名称	運航主体区分	運航形態	運航時の操縦士数	運航機数※1
1	岩手県	岩手県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
2	秋田県	秋田県消防防災航空隊	都道府県	自主	2人	1機
3	山形県	山形県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
4	茨城県	茨城県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
5	群馬県	群馬県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
6	埼玉県	埼玉県防災航空隊	都道府県	委託	2人	3機
7	長野県	長野県消防防災航空隊	都道府県	混合	2人	1機
8	岐阜県	岐阜県防災航空隊	都道府県	混合	2人	2機
9	静岡県	静岡県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
10	滋賀県	滋賀県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
11	兵庫県	兵庫県消防防災航空隊※2	都道府県	自主(共同)	2人	1機
12	奈良県	奈良県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
13	和歌山県	和歌山県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
14	徳島県	徳島県消防防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
15	香川県	香川県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
16	佐賀県	佐賀県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機
17	宮崎県	宮崎県防災救急航空隊	都道府県	委託	2人	1機
18	鹿児島県	鹿児島県防災航空隊	都道府県	委託	2人	1機



- 消防防災ヘリコプターの安全性の向上のため、消防庁長官の勧告として示した「消防防災ヘリコプターの運航に関する基準」(令和元年消防庁告示第4号)に基づいて運航団体が取り組むべき事項について、地方財政措置することとしている。
- 具体的には、この基準に定める二人操縦士体制が令和4年4月から施行されることに伴い、操縦士資格を持つ運航要員を常時二人確保するための経費に地方財政措置を拡充することとしている。また、消防防災ヘリコプターの機体、資機材価格、航空保険料を見直し、地方財政措置を拡充することとしている。

### 拡充内容

- ・ 消防防災ヘリコプターの委託運航に要する経費(普通交付税・県分)  
※ 二人操縦士体制実施のための操縦士養成に必要な委託料の増額措置
- ・ 消防防災ヘリコプターの購入に要する経費(普通交付税・県分)  
※ 緊援隊補助金の補助基準額引上げに伴い、機体単価を見直し増額措置(R1～R5で段階的に増額措置)
- ・ 消防防災ヘリコプターの資機材に要する経費(普通交付税・県分)  
※ 通常資機材、救急救助資機材及び整備資機材の単価を見直し増額措置
- ・ 消防防災ヘリコプター航空保険料に要する経費(普通交付税・県分)  
※ 機体価格の上昇を踏まえ、航空保険料を増額措置
- ・ 消防防災ヘリコプターの運航に要する経費(普通交付税・市分)  
※ 資機材価格・航空保険料・機体価格について増額し、補正係数に反映